

## 国分寺市における地域生活支援拠点等を整備するにあたっての基本的な考え方（案）

### 1. 整備に至る経緯

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）は、平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議の中に「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」と明記されたことを踏まえ、国において本格的に議論されることとなった。上記の附帯決議を受け、国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」が取りまとめられ、地域における居住支援に求められる機能として以下の 5 つが示された。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

これらを踏まえ、第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）の基本指針において、「地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」と示され、第 4 期国分寺市障害福祉計画においては、「地域におけるサービス提供事業所間の連携体制を構築し、障害のある人の地域生活を支援する機能の充実」を図るため、地域生活支援拠点等の整備について検討を進めていくことを目標とした。

平成 28 年 3 月に、市の障害者センターの指定管理者でもある社会福祉法人万葉の里（以下「万葉の里」）から、法人の「中期計画（平成 28 年 2 月 25 日理事会決定）」の中に、新規事業所の整備を位置づけ、法人設立の経緯や市の障害者福祉において果たしてきた役割から、市と協力しながら地域生活支援拠点等の整備も見据えて、新規施設を整備する意向があることを提案された。

その提案を受け、地域生活支援拠点等のあり方と、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター事業の機能強化についても、市と万葉の里で協議を行ってきた。

	時期	事項	備考
平成27年度	平成28年3月31日	○万葉の里から市へ拠点等の整備に係る提案	万葉の里の中期計画に基づく、新規施設整備
平成28年度	平成28年6月14日	○市と万葉の里により市内事業者説明会	整備方針の説明
	平成28年6月28日	○平成28年度第1回自立支援協議会	整備方針の説明
	平成28年7月から 平成29年4月	○万葉の里により新規施設建設に係る計画書及び国都補助金申請から内示まで	
	平成29年2月18日	○万葉の里による地域住民説明会	
平成29年度	平成29年4月から	○市と万葉の里による整備に係る協議 (全体協議3回 担当者協議6回)  ○次期障害者センター指定管理に係る協議 ※万葉の里が整備する新規施設との面的整備型による整備検討	全体協議：管理職含む 担当者協議：係長職
	平成29年6月	○万葉の里 新規施設建設工事入札及び着工  竣工 平成30年3月	

## 2. 基本的な考え方

本市における拠点等は、これまでの国の議論の経過を踏まえつつ、また国の地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（以下「モデル事業」）における他自治体の整備事例も参考にしながら、本市の実情を考慮したものとする。

拠点等の整備手法は、大きくは「多機能拠点整備型」（上記基本指針における地域生活支援拠点）及び「面的整備型」（同指針における面的な体制）の2つ（両者の併用を含めれば3つ）が国から提示されているところである。

平成 27 年 4 月 30 日に国より発出された「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」に記載された趣旨の中で「地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に位置付けられ整備が進んできているところであるが、資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない。」という指摘があることが述べられている。

本市においても、サービスの提供体制の整備が進められ、一定程度の有機的な連携が図られる中で障害のある方の地域生活を支えるための支援が行われてきてはいるものの、少子高齢化の進展、家族や地域、社会構造の変化等により、地域が抱える課題は複雑化・複合化してきており、サービスの提供基盤のさらなる充実とともに、障害のある方を支える新たな仕組みの構築が求められている。

また、現在の本市の体制整備の状況や各支援現場における課題等を抽出するなかで、緊急になる前の未然防止の対応、緊急事態が発生した場合の初動の対応や受け入れ先の確保に課題があり、第5期国分寺市障害福祉計画等の策定にあたって実施した国分寺市障害福祉に関するアンケート調査でも、今後の暮らしについて、必要だと思うことや不安だと思うことについて、「緊急時の対応」が最も高く、緊急時の受け入れ・対応の体制の充実を求める声が多く上がっている。

そこで、本市の地域生活支援拠点等については、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた視点に立ち、既存の国分寺市障害者センターと万葉の里が整備する新規施設とで、機能を分担して担う面的整備型とし、国から示された5つの機能の中でも、「緊急時の受け入れ・対応」及び「地域の体制づくり」を中心に据えた支援体制の構築を進めていくものとする。

その後も、地域の各法人や支援機関等との有機的な連携を深めていきながら、障害のある方やそのご家族がより安心して地域で暮らし続けることができるよう、既存の障害福祉の枠組みや考え方にとらわれることなく、多数のサービス事業所がそれぞれの強みを十分に発揮できる、より強固な連携・ネットワークの確立を図り、地域全体で支えていく体制の構築を目指していくものとする。

### **3. 国分寺市における拠点等の機能と整備内容**

国から示された5つの機能について、現在の本市の体制整備の状況や各支援現場における課題等を抽出し、本市における拠点等の役割や機能のあり方について、別紙のとおり整理し、当初の整備内容とする。

### **4. 整備にあたっての留意事項**

拠点等の整備にあたっては、地域の社会資源の開発・改善を行う地域自立支援協議会等の意見聴取を行いながら、各機能や実施体制等、計画的な整備を行うものとする。

## 本市における拠点等の役割・機能

	国が示す機能	市の現状	課題	拠点等の当初整備内容
相談	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定特定相談支援事業所7ヶ所</li> <li>○指定一般相談支援事業所3ヶ所</li> <li>○地域活動支援センター(委託相談)3ヶ所</li> <li>○基幹相談支援センターによる地域移行普及啓発実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の相談に対応できる24時間対応の相談窓口が必要である。</li> <li>●一般相談支援事業所における常時の連絡体制及び緊急時の支援を行える体制の確保が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基幹相談支援センター、地域活動支援センターつばさ(委託相談事業)、市の連携を軸とした相談対応</li> <li>◇事前把握制による緊急時の短期入所利用相談体制の整備</li> <li>◇地域ネットワーク研修による地域移行に関する関係機関の情報共有及び連携向上</li> </ul>
緊急時の受け入れ・対応	<p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○案件が発生した際にケースごとに個別に調整、対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の短期入所利用について、24時間受け入れ対応できる体制を整備する必要がある。</li> <li>●緊急時は、利用者側にとっての環境の変化だけでなく、受け入れ側も通常の支援より難易度が上がることから、緊急時の備えとして、今まで短期入所を利用したことのない利用者の体験利用など、緊急時を想定した支援のシミュレーションを行うような取組が必要である。</li> <li>●緊急時対応のケースについては、本人の障害の特性や生活歴、家族状況、社会関係など、抱える問題もより複雑であり、個性が高いケースが多いことが想定される。対応事例の検証結果を丁寧に積み重ねていくことにより、緊急事態が起きた際に個々のケースに応じた適切な支援が実施できるようにしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇両施設間の連携・協力のもと、基幹相談支援センターが中心となり、市とも連携しながら緊急時の短期入所受け入れ利用調整を実施</li> <li>◇緊急利用対象者の事前把握の実施</li> </ul>
体験の機会・場	<p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループホームの体験利用は、継続利用を前提に各事業所で実施</li> <li>○短期入所の体験利用は、各事業所で実施</li> <li>○日中活動系サービス(生活介護、自立訓練等)の体験利用は、各事業所で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続利用を前提としなくても気軽に体験利用できるグループホームまたは短期入所が必要である。</li> <li>●ある程度長期間で体験利用できる短期入所が必要である。</li> <li>●利用者の特性に応じた日中活動系サービスの体験の場が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法人整備の多機能施設の短期入所を長期間利用可能な体験型短期入所として活用</li> </ul>
専門的人材の確保・養成	<p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援専門員へのスキルアップ研修実施</li> <li>○医療的ケア、行動障害の研修による人材養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケアが必要な方、行動障害のある方及び重度化した方に対応できる人材、事業所を確保する必要がある。</li> <li>●地域生活を支援する人材のスキルアップを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇相談支援専門員へのスキルアップ研修の実施</li> <li>◇地域ネットワーク研修の実施による関係機関との連携体制の構築</li> <li>◇支援者向け研修の実施(サービス提供事業所向け。テーマは虐待防止、差別解消、権利擁護、意思決定支援など)</li> </ul>
地域の体制づくり	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域自立支援協議会による関係機関の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援困難事例の情報共有など、地域の事業所間の連携を強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域自立支援協議会による関係機関の連携強化</li> <li>◇地域ネットワーク研修実施による関係機関との連携体制の構築</li> <li>◇相談支援専門員の定期的な情報交換の場を活用した連携体制の構築</li> </ul>

# 国分寺市地域生活支援拠点等の整備イメージ

障害福祉課



障害のある方とその家族

相談

相談

相談

相談支援事業所

現場間の有機的な連携体制の構築

→相談支援専門員の定期的な情報交換の場などを活用した支援困難事例や緊急時の対応の事例の課題検討・情報共有を行い、有機的な連携体制の構築を図る。

## 《地域生活支援拠点の中核》

「緊急時の受け入れ・対応」及び「地域の体制づくり」を中心に据えた支援体制の構築

市障害者センター

(運営:(社福)万葉の里)

地域活動支援センターつばさ



連携

新規施設

((社福)万葉の里)

市基幹相談支援センター  
(委託:万葉の里)

### ①相談

→地域活動支援センターつばさや市との連携を軸とした相談対応  
→緊急利用対象者の事前把握の実施

### ②緊急時の受け入れ・対応

→両施設間の連携・協力のもと、基幹相談支援センターが中心となり、市とも連携しながら緊急時の短期入所受け入れ利用調整を実施

短期入所

\* 緊急入所保護事業

### ポイント

- 拠点等において支援を担う者が、共通認識を持ち、目的を共有化し、連携・協力体制を確保する。
- 個別事例の積み重ねから、地域課題を捉え、地域づくりのために活用する。
- 地域自立支援協議会と連携し、地域の実情を踏まえた機能の充実とともに、関係機関等との有機的連携の強化を図る。

### ③体験の機会・場

→体験型短期入所の実施

### ④専門的人材の確保・養成

→相談支援専門員・支援者向け研修の実施

### ⑤地域の体制づくり

→地域ネットワーク研修の実施  
→市と連携した自立支援協議会の運営

課題や状況等の情報共有

連携

地域自立支援協議会

障害福祉サービス事業所

障害者入所施設

短期入所施設

グループホーム

居宅介護支援事業所

日中活動系事業所

ほか

子ども・高齢・教育・医療等の関係機関

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

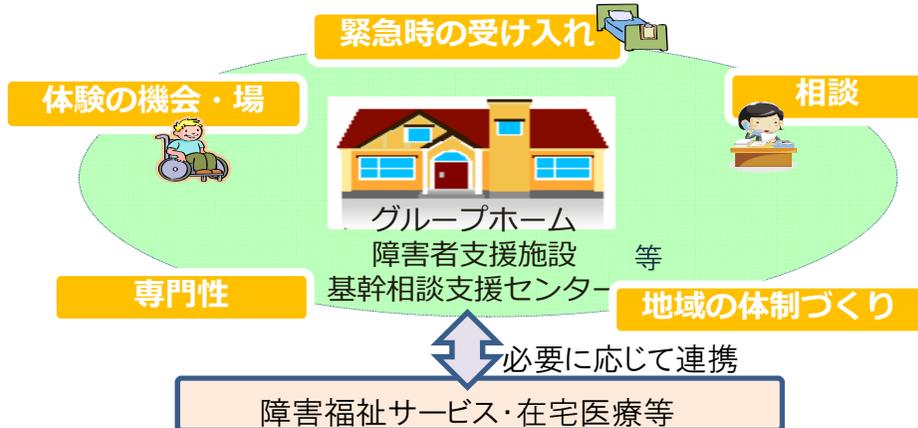
## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

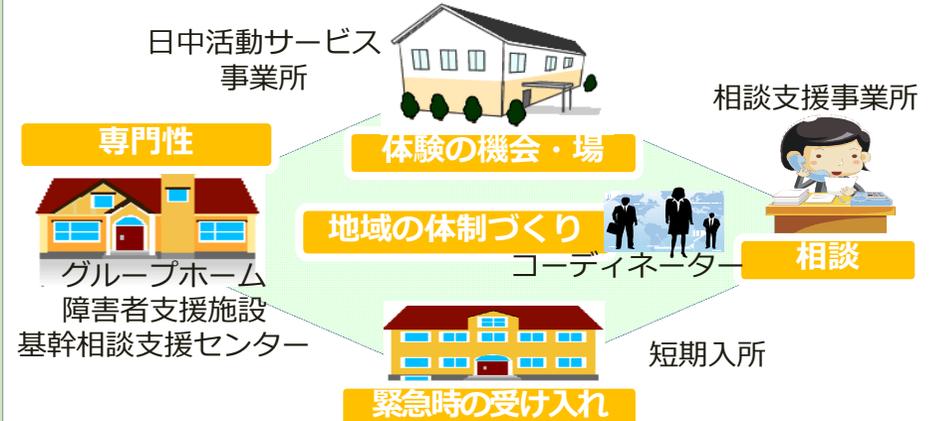
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有